

令和2年 5月21日

川崎市議会議長 山崎直史様

中原区在住者

別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ名称変更
することを求める意見書の提出に関する陳情

陳情の要旨

国に「親子交流への名称変更を求める意見書の提出」を求めます。

国（法務省）に対し、地方自治法第99条に基づき「別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ名称変更を求める」意見書を提出してください。

陳情の理由

「面会交流」とは、別居・離婚により子どもを養育・監護することができない方の親（以下、別居親）と子どもが直接会って、交流することを指す言葉です。以前は「面接交渉」という言葉でしたが、現在は「面会交流」と呼ばれています。

この「面会」という言葉は、日本において主に、「時間を限って面会する」のように用いられます。（例「病院の面会時間」「社長に面会を申し込む」）

このように「面会」は、特別の所にいる人や地位の高い人に会うときに主に使われています。訪ねる予約をする、許可を得るなどの手続を取って会う場合が非常に多いです。また、「面会」は犯罪者を想起させます。「拘置所での面会」という言葉はテレビドラマでもよく耳にするのではないのでしょうか。別居親も子どもも犯罪者ではありません。

親子が会うことに対して、子どもの視点や福祉の観点、親の視点や立場から

見ても極々自然なことであり、人権上の観点から見ても至極当然なものであると考えます。それは、特別な所に居るわけでもなく、地位の高さもないものです。当たり前なものなのです。

海外の例を見ましても、国連の委員会による子どもの権利条約が批准（日本は1994年（平成6年）4月に批准）された後では、「面会」を意味する“access”という言葉は、「交流すること」“contact”という言葉に置き換えられております。子どもが健全に発育するためには、別居・離婚後も両親の協力が不可欠であり、国連の子どもの権利委員会は、用語を「養育権」や「面会権」から、「共に暮らすこと」、「交流を保つこと」に変更するよう提唱しております。

“parenting time”（親子時間）などとも表現されております。

以上の観点から見ても、現状の「面会交流」という表現は、親子の交流を表現するに不適切であると考えます。子どもも理解できるように、国に「親子交流」への名称変更を行うように、意見書を提出していただくようお願い申し上げます。